

労働条件分科会(第183回)	資料 No.1-2
令和4年11月29日	

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の  
一部を改正する件案の概要

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件案

## I 改正の趣旨

- 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めたもの。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、一般労働者の時間外労働については、月45時間・年360時間の限度時間及び臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間・単月100時間未満（休日労働を含む）・複数月平均80時間（休日労働を含む）の上限時間が設けられ、平成31年4月1日（中小企業については令和2年4月1日）から施行されている。  
一方、自動車運転者の時間外労働については、法第140条の規定により、これらの適用は猶予され、令和6年4月1日から、上記の限度時間及び臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間の上限時間が適用される。
- また、働き方改革関連法の参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）において、過労死等の防止の観点から改善基準告示の総拘束時間等の改善を求められている。
- これらのこと等を踏まえ、改善基準告示の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会で検討が行われた結果、令和4年9月27日に同委員会で報告がとりまとめられ、同年10月11日に労働政策審議会労働条件分科会で了承された。
- 本件は、当該報告の内容に沿って、改善基準告示の改正を行うもの。

## II 改正の概要

※ [ ] は、専門委員会報告の項目番号を示す。

このうち「i」「ii」等は、「・」の順番を示す。（i = 1つ目の「・」）

第一 一般乗用旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者（第二に掲げる者を除く。）の拘束時間等の改正

一 日勤勤務に就く者の拘束時間及び休息期間

- 1 拘束時間は、1箇月について288時間を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の自動車運転者の拘束時間は、労使協定により、300時間まで延長できる。[1 (1)、1 (3) ① i]
- 2 1日の最大拘束時間は15時間とするとともに、1日についての拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。[1 (2) ① i]
- 3 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休

息期間が継続9時間を下回らないものとする。[1 (2) ①ii]

二 隔日勤務に就く者の拘束時間及び休息期間

- 1 2 暦日についての拘束時間は、22 時間を超えないものとし、2 回の隔日勤務を平均して隔日勤務 1 回当たり 21 時間を超えないものとする。ただし、車庫待ち等の自動車運転者については、労使協定により、1 箇月の拘束時間を 270 時間まで延長し、一定の要件を満たす場合は、これに 10 時間を加えた時間まで延長できる。[1 (2) ②i、1 (3) ②]
- 2 勤務終了後、継続 24 時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続 22 時間を下回らないものとする。[1 (2) ②ii]

三 予期し得ない事象に遭遇した場合

予期し得ない事象への対応時間を、拘束時間から除くことができる。ただし、当該対応時間により最大拘束時間を超えた場合は、勤務終了後、1 日勤務の場合は継続 11 時間、2 暦日勤務の場合は継続 24 時間以上の休息期間を与えるものとする。[1 (4) ①]

第二 ハイヤーに乗務する自動車運転者に係る時間外労働に関する改正 [1 (6)]

- 一 労使当事者は、法第 36 条第 1 項の協定（以下「時間外・休日労働協定」という。）をするに当たっては、次の事項を遵守しなければならないものとする。
  - 1 労働時間を延長して労働させることができる時間（以下「時間外労働時間」という。）は、1 箇月について 45 時間及び 1 年について 360 時間（以下「限度時間」という。）を超えない時間に限ること。
  - 2 時間外労働時間は、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合であっても、960 時間を超えない範囲内とすること。
- 二 使用者は、時間外・休日労働協定において、時間外労働及び休日労働の時間数を、それぞれできる限り短くするよう努めなければならないものとする。
- 三 使用者は、ハイヤーに乗務する者が疲労回復を図るために必要な睡眠時間を確保できるよう、勤務終了後に一定の休息期間を与えなければならないものとする。

第三 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等の改正

一 拘束時間及び休息期間

- 1 拘束時間は、1 箇月について 284 時間、かつ、1 年について 3,300 時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、1 年について 6 箇月までは、1 箇月について 310 時間まで、かつ、1 年について 3,400 時間まで延長できる。[2 (1)]
- 2 1 ただし書の場合において、1 箇月の拘束時間が 284 時間を超える月が 3 箇月を超えて連続しないものとし、かつ、1 箇月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が 100 時間未満となるよう努めるものとする。[2 (1)]
- 3 最大拘束時間は 15 時間とする。ただし、1 週間の運行が全て長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

- は、週2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。[2(2)①i ii]
- 4 3の場合において、1日の拘束時間が14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。[2(2)①iii]
- 5 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、休息期間が継続9時間を下回らないものとする。ただし、3ただし書に該当する場合、週2回に限り、休息期間を継続8時間とすることができる。この場合に、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。[2(2)②]

## 二 連続運転時間 [2(4)]

- 1 連続運転時間（1回がおおむね連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。第三において同じ。）における運転の中断については、原則として休憩を与えるものとする。
- 2 サービスエリア等に駐停車できないため、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、これを4時間30分まで延長できる。

## 三 予期し得ない事象に遭遇した場合 [2(5)]

予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、2日を平均した1日当たりの運転時間及び連続運転時間から除くことができる。この場合、勤務終了後、一の5本文に定める継続した休息期間を与えるものとする。

## 四 拘束時間及び休息期間の特例

### 1 休息期間の分割の特例 [2(7)①]

業務の必要上、継続9時間（一の5ただし書に該当する場合は継続8時間）以上の休息期間を与えることが困難な場合、次に掲げる要件を満たすものに限り、当分の間、一定期間（1箇月程度を限度とする。）における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を分割して与えることができる。

- (一) 分割された休息期間は、1回当たり継続3時間以上とし、2分割又は3分割とすること。
- (二) 1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間を与えなければならないこと。
- (三) 休息期間を3分割とする日が連続しないよう努めるものとする。

### 2 2人乗務の特例 [2(7)②]

2人以上乗務する場合で、車両内に身体を伸ばして休息できる設備があるときは、最大拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮できる。ただし、当該設備がベッド又はこれに準ずるものとして厚生労働省労働基準局長（以下「局長」という。）が定める設備に該当し、かつ、勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与える場合は、最大拘束時間を24時間まで延長でき、これに加えて8時間以上の仮眠を与える場合には28時間まで延長できる。

### 3 隔日勤務の特例 [2(7)③]

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、2暦日の拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える場合に限り、隔日勤

務に就かせることができる。ただし、局長が定める施設において、夜間4時間以上の仮眠を与える場合には、2週間の拘束時間が126時間を超えない範囲において、当該2週間について3回を限度に、2暦日の拘束時間を24時間まで延長できる。

#### 4 フェリーに乗船する場合の特例 〔2 (7) ④〕

フェリー乗船時間は原則として休息期間とし、与えるべき休息期間の時間から除くことができる。ただし、除いた後の休息期間は、2の場合を除き、フェリー下船時刻から終業時刻までの時間の2分の1を下回ってはならないものとする。

### 第四 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等の改正

#### 一 拘束時間及び休息期間

##### 1 拘束時間は、次のいずれかの基準を満たすものとする。 〔3 (1)〕

(一) 1箇月について281時間、かつ、1年について3,300時間を超えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者(※)の拘束時間は、労使協定により、1年について6箇月までは、1箇月の拘束時間を294時間まで、かつ、1年の拘束時間を3,400時間まで延長できる。

※ ただし書が適用される者に、乗合バスに乗務する者(一時的な需要に応じて追加的に自動車を運行する営業所において運行されるものに乗務する者に限る。)を追加する。運転時間についても同様 〔3 (3)〕。

(二) 4週平均1週当たり65時間を超えず、かつ、52週について3,300時間を超えないものとする。ただし、貸切バス等乗務者の拘束時間は、労使協定により、52週中24週までは4週平均1週当たり68時間まで、かつ、52週について3,400時間まで延長できる。

2 1(一)ただし書の場合には1箇月の拘束時間が281時間を超える月が4箇月を、  
1(二)ただし書の場合には4週平均1週当たりの拘束時間が65時間を超える週が16週間を超えて連続しないものとする。 〔3 (1)〕

##### 3 1日の拘束時間及び休息期間 〔3 (2)〕

(一) 最大拘束時間は15時間とし、1日についての拘束時間が14時間を超える回数  
をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

(二) 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることを基本とし、  
休息期間が継続9時間を下回らないものとする。

#### 二 連続運転時間

1 高速バス乗務者及び貸切バス乗務者が高速道路等を運行する場合は、高速道路等における連続運転時間(夜間長距離運行を行う貸切バスについては、高速道路等以外の区間における運転時間を含む。)は、おおむね2時間を超えないものとするよう努めるものとする。 〔3 (4)〕

2 交通の円滑を図るため、駐停車した自動車を移動させる必要が生じたことにより運転した時間(30分を上限とする。)を、記録がある場合に限り、連続運転時間か

ら除くことができる。〔3 (5) ②〕

### 三 予期し得ない事象に遭遇した場合〔3 (5) ①〕

予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、2日を平均した1日当たりの運転時間及び連続運転時間から除くことができる。この場合、勤務終了後、一の3(二)に定める継続した休息期間を与えるものとする。

### 四 拘束時間及び休息期間の特例

#### 1 休息期間の分割の特例〔3 (7) ①〕

業務の必要上、継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、当分の間、一定期間(1箇月を限度とする。)における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を2回に分割して与えることができる。この場合に、分割された休息期間は、1回当たり継続4時間以上、合計11時間以上でなければならないものとする。

#### 2 2人乗務の特例〔3 (7) ②〕

2人以上乗務する場合で、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備があるときは、次により、最大拘束時間の延長等ができる。

- (一) 当該設備が運転者専用の座席であり、かつ、局長が定める要件を満たす場合は、最大拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮できること。
- (二) ベッドが設けられている場合その他局長が定める措置が講じられている場合は、最大拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮できること。

#### 3 隔日勤務の特例〔3 (7) ③〕

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、2暦日の拘束時間が21時間を超えず、かつ、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える場合に限り、自動車運転者を隔日勤務に就かせることができる。ただし、局長が定める施設において、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週間の拘束時間が126時間を超えない範囲において、当該2週間について3回を限度に、2暦日の拘束時間を24時間まで延長できる。

#### 4 フェリーに乗船する場合の特例〔3 (7) ④〕

フェリー乗船時間は原則として休息期間とし、与えるべき休息期間の時間から除くことができる。ただし、除いた後の休息期間は、2の場合を除き、フェリー下船時刻から終業時刻までの時間の2分の1を下回ってはならないものとする。

## 第五 その他

- 一 労使当事者は、時間外・休日労働協定を締結する場合において、時間外労働時間は限度時間を超えない時間に限ること、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合であっても1年について960時間を超えないこと及び「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)に定める事項について十分留意しなければならないものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行う。

### Ⅲ 適用期日等

告示日：令和4年12月下旬（予定）

適用日：令和6年4月1日

(参考) 専門委員会報告と要綱の項目番号対比表

専門委員会報告	要綱
<p>1 一般乗用旅客自動車運送事業</p> <p>(1) 1か月の拘束時間</p> <p>(2) 1日及び2暦日の拘束時間、休息期間</p> <p>(3) 車庫待ち等の自動車運転者</p> <p>(4) 例外的な取扱い</p> <p>① 予期し得ない事象に遭遇した場合</p> <p>② 適用除外業務</p> <p>(5) 休日労働</p> <p>(6) ハイヤー</p> <p>(7) その他(累進歩合制度)</p>	<p>第一の一の1</p> <p>第一の一の2・3、第一の二</p> <p>第一の一の1、第一の二の1</p> <p>第一の三</p> <p>通達で対応(要綱に記載なし)</p> <p>現行どおり(要綱に記載なし)</p> <p>第二</p> <p>通達で対応(要綱に記載なし)</p>
<p>2 貨物自動車運送事業</p> <p>(1) 1か月当たりの拘束時間</p> <p>(2) 1日の拘束時間、休息期間</p> <p>(3) 運転時間</p> <p>(4) 連続運転時間</p> <p>(5) 予期し得ない事象に遭遇した場合</p> <p>(6) 住所地における休息期間</p> <p>(7) 拘束時間及び休息期間の特例</p> <p>(8) 休日労働</p>	<p>第三の一の1・2</p> <p>第三の一の3～5</p> <p>現行どおり(要綱に記載なし)</p> <p>第三の二</p> <p>第三の三</p> <p>現行どおり(要綱に記載なし)</p> <p>第三の四</p> <p>現行どおり(要綱に記載なし)</p>
<p>3 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業</p> <p>(1) 1か月、4週間を平均し1週間当たりの拘束時間</p> <p>(2) 1日の拘束時間、休息期間</p> <p>(3) 運転時間</p> <p>(4) 連続運転時間</p> <p>(5) 例外的な取扱い</p> <p>① 予期し得ない事象に遭遇した場合</p> <p>② 軽微な移動の必要が生じた場合</p> <p>③ 適用除外業務</p> <p>(6) 住所地における休息期間</p> <p>(7) 拘束時間及び休息期間の特例</p> <p>(8) 休日労働</p>	<p>第四の一の1・2</p> <p>第四の一の3</p> <p>現行どおり(要綱に記載なし)</p> <p>※貸切バス等乗務者の範囲については第四の一の1で記載</p> <p>第四の二の1</p> <p>第四の三</p> <p>第四の二の2</p> <p>通達で対応(要綱に記載なし)</p> <p>現行どおり(要綱に記載なし)</p> <p>第四の四</p> <p>現行どおり(要綱に記載なし)</p>
<p>4 その他</p>	<p>通達等で対応(要綱に記載なし)</p>